4月から生活困窮者支援制度が始まります

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを 作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。



自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談 窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支 援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成 し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に は、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家 賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、 就職に向けた支援を行います。

※住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方で、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。あわせ て、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う「一時生活支援事業」もあります。

※「住居確保給付金の支給」、「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たして いる方が対象です。 ※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

まずは地域の 相談窓口へ。

窓口で専門の支援員が 応対します。何らかの 理由で窓口にお越しい ただけない場合はご自 宅にも訪問します。

生活の状況を 見つめる。

あなたの生活の困りご

とや不安を支援員にお

話しください。生活の

状況と課題を分析し

「自立」に向けて寄り

添いながら支援を行い

ます。

あなただけの 支援プランを。

> 支援員はあなたの意思 を尊重しながら、 自立 に向けた目標や支援内 容を一緒に考え、あな ただけの支援プランを 一緒に作ります。

支援決定 サービス提供。

完成した支援プランに 沿って、関係機関と連 絡を取りながら、各種 サービスが提供されま

定期的な モニタリング。

各種サービスの提供がゴ ールではありません。あな たの状態や支援の提供状 況を支援員が定期的に確 認し、支援プラン通りにい かない場合は支援プラン を再検討します。

真に安定した 生活へ。

あなたの困り事が解決 されると支援は終了し ますが、安定した生活 を維持できているか、 一定期間、支援員によ るフォローアップがな されます。